

公立大学法人滋賀県立大学における物品購入等契約に関する取引停止等の取扱要綱

(趣旨)

第1条 公立大学法人滋賀県立大学（以下「法人」という。）における物品購入等契約に関する取引停止等については、公立大学法人滋賀県立大学契約事務取扱規程（以下「規程」という。）に定めるほかは、この要綱によるものとする。

(目的)

第2条 この要綱は、法人における建設工事を除く物品の購入および製造、役務その他の契約（以下「購入等契約」という。）に関し、取引停止その他の措置を講ずる必要が生じた場合の取扱いを定め、契約事務を適正に行うことを目的とする。

(定義)

第3条 この要綱において「取引停止」とは、一般競争契約における競争参加の停止、指名競争契約における指名停止および随意契約における業者選定の停止をいう。

(取引停止の措置)

第4条 理事長は、建設工事を除く一般競争参加資格を有する者およびその他の者（以下「業者」という。）が、別表第1および別表第2の各号（以下「別表各号」という。）に掲げる措置要件のいずれかに該当する場合は、情状に応じて別表各号およびこの要綱の定めるところにより期間を定め、購入等契約にかかる業者の取引停止を行うものとする。

(取引停止にかかる特例)

第5条 業者が1の事案により別表各号の措置要件の2以上に該当した場合は、当該措置要件ごとに定める期間の最も長いものをもって取引停止期間とする。

2 業者が別表第1各号または別表第2各号の措置要件に係る取引停止の期間の満了後1カ年を経過するまでの間（取引停止期間中を含む。）にそれぞれ別表第1各号または別表第2各号の措置要件に該当することとなった場合における取引停止の期間は別表各号に定める期間の2倍の期間とする。ただし、その期間は36ヶ月を限度とする。

3 業者が別表第2第1号、第2号または第3号の措置要件に係る取引停止の期間の満了後3カ年を経過するまでの間に、同表第1号、第2号または第3号の措置要件のいずれかに該当することとなった場合における取引停止の期間は、別表各号に定める期間の2倍の期間とする。ただし、前項の規定により2倍の期間とする場合を除くものとし、またその期間は36ヶ月を限度とするものとする。

4 理事長は、業者について情状酌量すべき特別の事由があるため、別表各号および前2項の規定による取引停止の期間未満の期間を定めることが適当と認めるときは、取引停止の期間を当該期間の2分の1まで短縮することができる。

5 前項に規定する場合のほか、別表第2第2号の措置要件に該当した場合において、課徴金減免制度が適用され、その事実が公表されたときの当該業者の取引停止期間は、当該制度の適用がなかったと想定した場合の期間の2分の1の期間とする。

6 理事長は、業者について、極めて悪質な事由があるためまたは極めて重大な結果を生じさせたため、別表各号および第1項の規定による期間を超える取引停止の期間を定めることが適当と認めるときは、36ヶ月を限度として取引停止の期間を当該期間の2倍まで延長することができる。

7 理事長は、取引停止の期間中の業者が、当該事案について責を負わないことが明らかとなった場合は、当該業者について取引停止を解除するものとする。

8 理事長は、取引停止の期間中の業者であっても、当該業者からでなければ給付を受けることができない等の特別の事情があると認められる場合は、当該事案に限り取引の相手方とすることができるものとする。

(取引停止の承継)

第6条 取引停止の期間中の業者から入札参加資格を承継する場合は、取引停止措置も承継するものとする。

(指名等の取消し)

第7条 理事長は、取引停止された業者について、競争入札の指名を行い、または見積書の提出を依頼している場合は、当該指名等を取消すものとする。

2 理事長は、すでに入札書または見積書（以下「入札書等」という。）が提出され開札に至っていない場合は、入札書等の受理を取消すものとする。

(取引停止措置等の通知)

第8条 理事長は、第4条の規定による取引停止、第5条第5項の規定による取引停止の解除および前条の規定による指名等の取消しをしたときは、当該業者に対し遅滞なく通知するものとする。

(取引停止措置等の公表)

第9条 理事長は、第4条の規定による取引停止、第5条第7項の規定による取引停止の解除をしたときは、法人ホームページ上で公表するものとする。

(取引停止期間中の下請等)

第10条 理事長は、取引停止の期間中の業者が法人における契約にかかる製造等の全部または一部を下請することを認めないものとする。ただし、当該業者が取引停止の期間の開始前に下請している場合はこの限りでない。

(警告または注意の喚起)

第11条 理事長は、取引停止を行わない場合において必要があると認めるときは、当該業者に対し、書面または口頭で警告または注意の喚起を行うことができるものとする。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、取引停止に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成19年10月29日から施行する。

付 則

この要綱は、平成21年10月1日から施行する。

別表第1 契約違反等に基づく措置基準

措 置 要 件	取引停止期間
<p>(粗雑製品等)</p> <p>1 法人発注の物品の買入れ契約等の履行に当たり、故意または重大な過失により、仕様通りの履行をしなかったとき。</p>	9月以下
<p>(契約不履行等)</p> <p>2 法人発注の物品の買入れ契約等の履行に当たり、前号に掲げる場合のほか、契約に違反し、正当な理由がなく契約の履行を相当期間遅滞したとき。</p>	6月以下
<p>(その他)</p> <p>3 法人発注の物品の買入れ契約等の履行に当たり、業務管理が不良で再三指摘しても改善しないとき。</p>	9月以下
<p>4 入札等で落札したにもかかわらず契約締結を拒んだとき。</p>	3月以下

別表第2 不正行為に基づく措置基準

措 置 要 件	取引停止期間
<p>(贈 賄)</p> <p>1 業者等（業者または法人代表権を有する役員、代表権を有しないその他の役員、支店等の代表権を有する者もしくはその使用人）が、法人の役員および職員（公立大学法人滋賀県立大学職員就業規則に規定する者）に対して行った贈賄罪の容疑により逮捕、書類送検または起訴されたとき。</p>	24月
<p>(独占禁止法違反行為)</p> <p>2 業者が、法人が発注する業務に関し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第3条または第8条第1項第1号に違反し、物品の買入れ契約等の相手方として不相当であると認められるとき。</p> <p>(1) 逮捕され、または公正取引委員会から告発されたとき。</p> <p>(2) 公正取引委員会から排除措置命令または課徴金納付命令を受けたとき。</p>	12月 9月
<p>(談合罪または競売入札妨害罪)</p> <p>3 業者等が、法人が発注する業務に関し、談合罪または競売入札妨害罪の容疑により逮捕、書類送検または起訴されたとき。</p>	24月

<p>(暴力団関係者)</p> <p>4 業者、業者の役員または業者の経営に事実上参加している者が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条の暴力団または指定暴力団等の関係者(以下「暴力団関係者」という。)であると認められるとき。</p> <p>5 業務に関し、不正に財産上の利益を得るためまたは債務の履行を強要するために、業者または業者の役員が暴力団関係者を使用したと認められるとき。</p> <p>6 いかなる名義をもってするを問わず、業者または業者の役員等が暴力団関係者に対して、金銭、物品その他の財産上の利益を不当に与えたと認められるとき。</p> <p>7 業者または業者の役員等が、暴力団または暴力団関係者と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。</p> <p>8 業者または業者の役員等が、暴力団または暴力団関係者であると知りながら、これを不当に利用するなどしているとき。ただし、業者または業者の役員等が暴力団関係者等から脅迫を受けたことにより行った場合を除く。</p>	<p>12ヶ月を経過し、かつその事実がなくなったと認められる日まで</p> <p>6ヶ月を経過し、かつその事実がなくなったと認められる日まで</p> <p>6ヶ月を経過し、かつその事実がなくなったと認められる日まで</p> <p>3ヶ月を経過し、かつその事実がなくなったと認められる日まで</p> <p>2ヶ月を経過し、かつその事実がなくなったと認められる日まで</p>
<p>(不正または不誠実な行為)</p> <p>9 規程ならびに別表第1および前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正または不誠実な行為をし、物品の買入れ契約等の相手方として不適當であると認められるとき。</p> <p>10 規程ならびに別表第1および前各号に掲げる場合のほか、業者が個人である場合は個人または業者の役員が禁固刑以上の刑に当たる犯罪の容疑により逮捕され、もしくは逮捕を経ないで公訴を提起され、または、禁固以上の刑もしくは刑法(明治40年法律第45号)の規定による罰金刑を宣告され、物品の買入れ契約等の相手方として不適當であると認められるとき。</p>	<p>9月以下</p> <p>9月以下</p>
<p>(その他)</p> <p>11 上記事由のほか、業者等に触法行為または重大な反社会的行為があると認められるとき、その他これに類する事由により物品の買入れ契約等の相手方として不適當であると認められるとき。</p>	<p>24月以下</p>

